

一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち…綾部

あやべ「人権かがやき」だより

令和5年2月

「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を制定

～綾部市では「誰もが、安心して心豊かに暮らしていける、
真に、人権が尊重されるまちづくり」をめざしています～

2022（令和4）年4月1日に、「綾部市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。
この条例は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本理念とし、真に人権が尊重される社会の実現のため、市と市民などの責務を明確化しています。

社会情勢や人々の価値観の変化により、複雑多様化する人権問題に対し、誰もが人権について正しく学び理解することが、解決する行動力につながります。他人ごとでなく自分ごととして、「人権侵害を許さない」という強い意志を、態度や行動で示しましょう。

◎皆さんで取り組みましょう！

- 学校、家庭、地域、職場、その他あらゆる場において、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重した言動を心がけましょう。
- 事業所や団体では、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動しましょう。
- 市などが行う講演会や研修会に積極的に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

だれ
「誰か」の
ことじゃない。



綾部市ホームページに「綾部市人権尊重のまちづくり条例」全文を掲載しています。
<https://www.city.ayabe.lg.jp/>



—— 考えよう！インターネットと人権 ——

インターネットの普及により、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への誹謗や中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断提示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れるなどの問題が発生しています。

◇加害者にも被害者にもならないために知っておきたいこと

- 書きこんだ内容を判断するのは顔の見えない「読み手」である。
- 書きこむ内容は、世界中の人に見られている。
- 情報の信頼性を考える。
- 悪口を書き込まれても、書き込みで反撃したり、気にし過ぎたりしない。

◇インターネットを正しく利用するためのチェックポイント！！

相手を傷つけないために

- ☐ 書き込む内容は、世界中から見られていることを認識する。
- ☐ 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない。
- ☐ 使用する言葉に注意し、暴力的な言葉は使わない。
- ☐ 他人の書き込みに便乗し、エスカレートさせる書き込みはしない。
- ☐ うわさ話は書き込んだり、転送しない。
- ☐ 他人の個人情報を勝手に書き込まない。
- ☐ 人が写っている写真や動画を掲載しない。
- ☐ チェーンメールを転送しない。
- ☐ 雑誌や書籍から記事や写真などを無断で転載しない。
- ☐ 他人になりすまして書き込まない。

自分自身を守るために

- ☐ 自分の個人情報を安易に書き込まない。
- ☐ 怪しいサイトに近づかない。
- ☐ IDやパスワードは書き込まない。
- ☐ 心当たりのないメールには、返信しない。
- ☐ 見覚えのないメールの添付ファイルは、開かない。
- ☐ ネットで知り合った人とは、安易に会わない。
- ☐ “無料” のうたい文句に惑わされない。
- ☐ “プレゼント” “特典” などの誘い文句に、むやみに乗らない。
- ☐ 不当な請求には、料金を払わない。
- ☐ インターネット上の情報は、すべてが正しいとは限らないと心得る。

(京都府 知っておきたい インターネットと人権の話より)

◇困ったときの相談窓口 ～ 困ったときは、一人で悩まず、相談しましょう！～

- ・「違法・有害情報相談センター」(総務省) <https://www.ihaho.jp/>
- ・「人権相談」(法務省) <https://www.jinken.go.jp/> 「みんなの人権 110 番」0570-003-110
- ・綾部市人権推進課 0773-42-4249

人権啓発教材(DVD等)の貸出しを行っています。

綾部市では、公民館、自治会、各種サークル、ご家庭等で行う人権学習にご利用いただける人権啓発教材(DVD等)の貸出しを行っています。

利用方法は綾部市ホームページまたは、人権推進課までお問い合わせください。

綾部市人権推進課 電話 0773-42-4249 Eメール jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp



「登録型本人通知制度」にご登録をお願いします。

「登録型本人通知制度」とは、綾部市が住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を第三者に交付した場合、あらかじめ登録されている方に対して交付したことを郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しや戸籍謄本などは個人情報が含まれているため、請求できるのは本人、家族、代理人のほか、自己の権利行使に必要な場合や八士業（弁護士など）の職務上請求などに限定されています。しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得があるのも事実です。

本制度は証明書の交付の可否を登録者へ確認したり、交付できないようにしたりする制度ではありませんが、市からの通知により、不正取得の早期発見につながります。また、多くの人が登録することで、不正取得を抑止する効果も期待できます。



【登録できる方】

1. 綾部市の住民基本台帳に記載されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む）
2. 綾部市の戸籍に記載されている方（戸籍から除かれた方を含む）

【登録方法】

必要書類を申込先へ提出してください。郵送による提出も受付けています。

同一世帯または同一戸籍の方は、各自が自署することにより、1枚の申請書でまとめて登録できます。

申 込 先：綾部市役所 市民・国保課窓口

綾部会館／物部会館／栗文化センター／上林いきいきセンター

必要書類：申請書（上記申込先窓口のほか綾部市ホームページからダウンロードできます）

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証など）

※綾部市ホームページ（暮らし＞戸籍・住民の手続＞登録型本人通知制度）

HP アドレス <http://www.city.ayabe.lg.jp/>

※郵送で提出する場合は上記本人確認書類いずれかのコピーを添付してください。

【お問い合わせ】 綾部市 市民・国保課 戸籍住民担当
電話 0773-42-4245

ご注意ください！ それって「冬季うつ」かもしれません。

まだまだ寒い日が続きますね。ところで皆様の中には、毎年冬場に体調や精神的に調子が悪いという方はおられますか？それって実は、冬季うつかもしれません！

冬季うつの症状として、①無気力になる②睡眠時間が長くなり常に眠たい③食欲増加による体重増加などが見受けられます。

原因として冬場は夏に比べて日照時間が短く、日光を浴びる量が減少することが考えられます。日照量の減少は、睡眠をつかさどるセロトニン神経機能が低下し、過食や過眠を促進してしまうのです。

冬季うつは、毎年のことだと病気に気づかない人も多いようです。体調や精神的に調子の悪い方、早めの相談もしくは精神科を始めとした医療機関をご受診ください。

相談先

●綾部市こころの健康相談（綾部市障害者支援課）

0773-42-4318 月～金（8時30分～17時15分）

●精神科医師による専門相談（京都府中丹東保健所福祉課）（事前に要予約）

0773-75-0856 毎月第2月曜日・奇数月第4木曜日



あなたとつながる 相談窓口

～ひとりで悩まず、まず相談してください。～

【綾部市】

相談名	内 容	申し込み・問い合わせ先
人 権 相 談	嫌がらせや強要、差別、いじめ、虐待、子どもや高齢者の人権、その他人権に関することなどの相談	人権推進課 ☎ 0773-42-4249
女 性 相 談	自分の生き方や性格、結婚、離婚、夫婦、男女関係、親子関係、配偶者・恋人からの暴力（DV）、セクシャル・ハラスメントなどの相談	男女共同参画センター（あいセンター） ☎ 0773-42-1801
家 庭 児 童 相 談	育児、養護、虐待など子どもに関する相談	こども家庭支援相談室「あや・ほっと」（こども支援課） ☎ 0773-40-1088
教 育 相 談	不登校児童生徒の社会的自立支援についての相談	綾部市教育支援センター「やすらぎルーム」（学校教育課） ☎ 0773-42-1214
障 害 者 相 談	在宅で障害のある人の日常生活の向上のための相談	障害者支援課 ☎ 0773-42-4318
こころの健康に関する相談	こころの健康や病気についての相談	
消 費 生 活 相 談	消費生活や多重債務に関する相談	消費生活センター（商工労政課） ☎ 0773-42-4263
健 康 相 談	健康に関する相談	保健福祉センター（保健推進課） ☎ 0773-42-0111

【国・京都府】

相談名	内 容	申し込み・問い合わせ先
人権問題法律相談 ～京都府人権リーガル レスキュー隊～	差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都府弁護士会の弁護士による相談	舞鶴総合庁舎 ☎ 0773-62-2500
みんなの人権 1 1 0 番	人権問題一般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-003-110
女性の人権 ホットライン	女性の人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0570-070-810
子どもの人権 1 1 0 番	子どもの人権問題全般についての相談	全国共通（電話相談・面接（要予約）） ☎ 0120-007-110
外国語人権相談 ダイヤル	日本語を自由に話せない方からの人権相談に応じるための通訳を配置した専用電話	全国共通 ☎ 0570-090-911

Foreign-language Human Rights Hotline

発行：綾部市 市民環境部 人権推進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1 ☎0773-42-4249 / FAX 0773-42-4406

E-mail jinkensuisin@city.ayabe.lg.jp